宇広監公表第１号

定　期　監　査　結　果　の　公　表

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和７年２月２８日

宇和島地区広域事務組合
監査委員　山田　喜昭
監査委員　山下　正敏
監査委員　兵頭　司博

定　期　監　査　結　果　報　告

１．監査の対象
（１）柏寿園
（２）湯乃香荘
（３）汚泥再生処理センター
（４）環境センター
（５）広見斎場
（６）きほく優愛の里

２．監査の対象期間
令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

３．監査の実施期間
（１）柏寿園　　：令和６年９月25日から令和６年10月10日まで
（２）湯乃香荘　　：令和６年９月25日から令和６年10月10日まで
（３）汚泥再生処理センター：令和６年10月10日から令和６年11月８日まで
（４）環境センター　：令和６年10月10日から令和６年11月８日まで
（５）広見斎場　　：令和６年12月20日から令和７年１月16日まで
（６）きほく優愛の里：令和６年12月20日から令和７年１月16日まで

４．監査を行った委員
監査委員　山田　喜昭
監査委員　山下　正敏
監査委員　兵頭　司博

５．監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令に基づいて適正・効率的かつ合理的に執行されているかに主眼をおき、提出された資料を検討し、関係諸帳簿との照合を行い内容を監査したほか、分掌事務の管理運営について所属長及び担当職員より事情を聴取して実施した。

6. 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係書類を監査した結果、おおむね良好に行われていたが、一部において注意、改善等を要する事項が見受けられた。なお、監査を執行する中で注意、検討を要する事項については、その旨指示を行い、軽微な事項については、その都度指導したので省略する。

今後、より一層適正な事務の執行を望むものである。

（１）柏寿園

「宇和島地区広域事務組合財務規則」で準用する「宇和島市会計規則」の第１３９条で、「出納職員が歳入金を収納したときは、（中略）原則としてその日又は翌日の正午までに指定金融機関に払い込まなければならない」と定められているが、私用電話料徴収金の入金で１件遅延している事例がみられた。

このため、納付書を確認したところ、事前提出の資料の歳入金収納状況と実際の取引日が一致しない事例が１件見受けられた。

公金の取扱いについては、規則・通知の趣旨を踏まえて確実かつ迅速に処理されたい。

（２）湯乃香荘

令和２年９月２３日付けで会計管理者から「原則として利用料を徴収しないこと。」と通知が出されているところ、令和５年６月から１１月までの間に、利用者自己負担金３件のほか、居室使用料３件においても現金で徴収していた。

令和６年１月２２日付で「公金取扱事務の管理適正化方針」及び「公金取扱基本マニュアル」が通知されたことから、現金を取り扱うことによって生じるリスクを低減させるため、今後、公金の取扱いについては、規則・通知の趣旨を踏まえて確実かつ迅速に処理されたい。

（３）汚泥再生処理センター

納入通知書を発行する際には、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の第７条及び財務規則で準用する宇和島市会計規則第１６条で、「納入通知書に指定する納付期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、発行の日から２０日以内としなければならない。」と定められている。

しかしながら、通年を通して２０日を超える事例が１社見られた。

今後は、口頭での注意のみならず、文書にて法的根拠を示す等、条例及び同規則を遵守した適正な事務処理を行なわれたい。

（４）環境センター

主な事務内容においては、勤務表作成、公印管理、公用車両管理、郵便切手受払簿の管理等、担当する業務の責任を明確にされたい。事務内容は抽象的な表現を控え、具体的な職務内容を担当者ごとに振り分けられたい。また、収集員などのパートタイムの職員についても、施設長の指揮下にある職員については、一覧表へ加えられたい。

（５）広見斎場

会計年度任用職員が公務に自家用車を利用した際の運用が未整備であった。

①施設管理者による運転免許証の資格、有効期限の確認。

②アルコールチェッカーを使用した点呼記録簿の整備。

③走行距離の確認資料を含め、行程及び車賃の精算。

今後の運用については宇和島地区広域事務組合「旅費事務の手引き」を参照の上、事実に基づいた整備及び運用をされるよう要望する。

（６）きほく優愛の里

宇和島地区広域事務組合財務規則で準用する宇和島市会計規則第 16 条において、「納入通知書に指定する納付期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、発行の日から２０日以内としなければならない。」と定められているが、納入期限が定められていない納入通知書が発行されていた。

調定すべき歳入が法令等に基づいて適正に執行されているとはいえないため、今後は規則を遵守し、公正、確実かつ迅速に処理されたい。